都道府県公害審査会の動き (令和元年7月~9月)

公害等調整委員会事務局

1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
青森県 令和元年(調)第1号事件	砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件	R1. 7. 26
京都府 令和元年(調)第2号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	R1. 7. 9
京都府令和元年(調)第3号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件	R1. 7. 12
大阪府 令和元年(調)第2号事件	家庭用ガスエンジンコジェネレーションシス テム騒音等被害防止請求事件	R1. 7. 17
大阪府 令和元年(調)第3号事件	解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求 事件	R1. 8. 14
大阪府 令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	R1. 9. 2
兵庫県 令和元年(調)第2号事件	マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償 請求事件	R1. 9. 2
佐賀県 令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のお それ公害防止請求事件	R1. 8. 19
大分県 令和元年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音等被害防止請求 事件	R1. 8. 22

2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 平成30年(調) 第2号事件	栃木県 住民1人	鋳造製鋼 原料加工 販売会社	平成30年12月17日受付	令和元年7月29日 調停申請取下げ
[鋳造製鋼原料加工販売業者土壌 汚染物質撤去等 請求事件]			被申請人が過去に行った切削油等 の投棄によって生じた申請人所有 地の土地中の土壌汚染についど 被申請人は、不法行為責任などの 法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人 に対し、申請人所有地の土地中の 土壌汚染物質を撤去するか、と は相当額の損害賠償を行うこと。	申請人は、都合に より、調停申請を 取り下げたため、 本件は終結した。
富山県 平成30年(調) 第1号事件	富山県 住民1人	食品製造 会社	平成30年2月16日受付	令和元年7月5日 調停成立
[食品工場からの 騒音・振動被害 防止請求事件]			申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、 日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	調停委員会は、5回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
愛知県 平成30年(調) 第1号事件	愛知県 住民2人	特定非営 利活動法 人(福祉	平成30年2月28日受付	令和元年7月22日 調停成立
[大型空調室外機 からの騒音被害 防止請求事件]		事業)	被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穏に生活をする権利を侵害するものである。よって被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。	調停委員会は、8回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
京都府 平成30年(調) 第2号事件	京都府 住民2人	漬物製造 会社	平成30年8月22日受付	令和元年9月2日 調停申請取下げ
[漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]			(1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化して経験では、(2)悪臭流入のため、窓等を解放して外気の導入ができない、(3)嗅いとを展り、極り、大きないで、(4)不快を見がより、極いのでは、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のをは、がで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場では、(5)	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
京都府 平成31年(調) 第1号事件	京都府 住民1人	京都府 住民1人	平成31年3月4日受付	令和元年8月20日 調停打切り
[防霜ファン稼働 請求事件]			(1)被申請人 ・ (1)被申請人 ・ (1)被申請人 ・ (1)被申請人 ・ (1)被申 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (2)で明 ・ (3)で明 ・ (3)での ・ (4)では ・ (5)を被 ・ (5)を ・ (5)を ・ (6)を ・ (7)を ・ (8)を ・ (8)	調停委員会は、1回の開催を進出の開催を進めたが、1回の開催を進立する見し、当時ではいいとがある。 おいっと がいい はい は

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第4号事件	学校法人 (保育園 経営)	大阪府 住民2人	平成30年5月25日受付	令和元年7月2日 調停申請取下げ
[保育園騒音問題 承諾請求事件]			被申請人にない。	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成31年(調) 第2号事件	大阪府 住民1人	大阪府 住民2人	平成31年4月16日受付	令和元年9月25日 調停成立
(家庭用ガスエンションションションを書等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			申請人にない。 は で で いっと で で いっと いっと で いっと いっと で いっと いっと いっと で いっと いっと で いっと いっと いっと で いっと いっと いっと いっと いっと で いっと いっと で いっと いっと いっと いっと で いっと	調停委員会は、3 回停等時続を調停の調手続きの調子では、3 開催等手、調停を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和元年(調) 第2号事件	大阪府 住民1人	ガス事業者	令和元年7月17日受付	令和元年9月25日 調停申請取下げ
[家庭用ガスエン ジンコジェネレ ーションシステ ム騒音等被害防 止請求事件]			大阪府平成31年(調)第2号事件と同じ。	申請人は、都合に より、調停申請を 取り下げたため、 本件は終結した。
兵庫県 令和元年(調) 第1号事件	兵庫県 住民1人	市(代表者市長)	令和元年5月8日受付	令和元年8月30日 調停打切り
[救急車両騒音防止対策請求事件]			A市の救急車から発生する騒音により、生活上の支障がある。よって、A市の救急車が県道から市民病院までの約400mを走行する際、サイレンの音量を50デシベル以下にすること。	調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
沖縄県 平成30年(調) 第1号事件	沖縄県 住民2人	小売業会 社 (コン ビニエン	平成30年7月10日受付	令和元年9月20日 調停成立
[コンビニエンス ストアからの悪 臭被害防止請求 事件]		スストア)	自宅に隣接するコンビニエンスストアからの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。	調停委員会は、5 回の調停期日の開催等手続を進めた 結果、調停委員会 の提示した調停案 を当事者双方が受 諾し、本件は終結 した。

(注) 上記の表は、原則として令和元年7月1日から令和元年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第 99 号 令和元年 11 月 編集 総務省公害等調整委員会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3503-8591 (直 通)

Fax: 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断り しておきます。